主

- 1 原判決を破棄する。
- 2 被告人を無期懲役に処する。
- 3 原審における未決勾留日数のらち一八〇日を右刑に算入する。
- 4 原審および当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。 理 由

本件各控訴の趣意は、検事神崎量平並びに弁護人中込・尚および被告人本人作成名義の各控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、いずれも、ここにこれを引用する。

第一 検察官の控訴趣意第一点について。

所論は、原判決は、被告人に対する爆発物取締罰則第一条並びに殺人未遂に該る公訴事実に対し、被告人は爆発物を使用せんとしたさい官に発覚し、殺人の予備をなすにとどまつた旨の事実を認定したが、右は証拠の評価を誤つて事実を誤認したものであり、この誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから破棄を免れないと主張するにあるが、所論に徴して記録並びに原審において取り調べた各証拠を調査し、当審における事実取調の結果をも参酌して種々検討を加えても、一部当裁判所においても所論と見解を同じくする点もないわけではないが、結局、原判決には、明らかに判決に影響を及ぼすような事実の誤認があるとはいえない。

以下概ね論旨の順序に従つてこれに対する当裁判所の見解を示し、右のごとき結論に到達した理由を述べる。

所論は理由の一として(趣意書七ページから一九ペジまで) はダイナマイト発破の経験知識を十分に持つており、本件犯行の計画を緻密慎重に仕組んだものであること。(2)被告人はキッチンタイマー(以下、タイマーという。)の構造、操作方法を十分理解していたこと。(3)被告人の犯行後の動作、 態度は極めて冷静であつたことの三点を挙げ、かかる情況を総合して考察すれば、 原判示ダイナマイトの爆発(以下、本件爆発という。)が被告人の過失によるもの とは到底考えられず、故意に基づく爆発であると断ずるに十分であると主張する。 1 なるほど、所論指摘の各証拠、その他記録によれば、被告人は、所論のごとくAの許でダイナマイトによる発破作業に従事したことがあり、ダイナマイトの危険性、導火線の燃焼速度についても相当正確な知識を有していたこと、本件犯行についても、ダイナマイト、雷管、導火線、バッテリー、タイマー等、時限式による ダイナマイトの爆発装置に必要な器材の入手に務めるとともにその時限式爆発装置 について研究していたこと、その他、身代り人の物色、Bに対する種々の説得並び に工作の状況は所論指摘のとおりであり、原判示タイマーの必要な構造、操作方法 についても、これを理解していたものと認められることもまた、所論のとおりであ る。しかし、いかに被告人がダイナマイト発破の経験を有し、あるいはこれに習熟 る。しかし、いかに被占人がスイナ、マート元級の性感を行っている。 していたとしても、本件タイマーのごとき時計を媒介とした爆発経験があつたとの 証拠は全くなく(自宅二階で目覚し時計を利用し、導火線に点火させる実験をした ことは認められる。)、本件タイマーの必要な構造、操作方法はこれを理解していたとしても、ただ、これを原理的に理解していたと認められるに過ぎず、その取扱 たとしても、ただ、 いに十分習熟していたと認めるに足る証拠はない。かえって、各証拠によれば、被 告人が日立市内で本件タイマーを人手したのは被告人が本件犯行を企てて日立市から母親とともに上京した昭和四二年(以下、月日は総て昭和四二年を指す。)二月一三日のことであり、同日は母親とともに一旦姉の家に立ち寄つたが、その夜はC とともに上野の口旅館に一泊し、翌一四日は、被告人の指示によつて上京したBと 落ち合い、以後、同人およびCと行動をともにして原判示Eホテルに投宿し、同夜 ともに外出したBが途中で別れ、たまたま友人宅に外泊するに至ったためCと L人だけになつたが、翌朝、Bが右ホテルに帰ってきたため、以後再び同人と行動 をともにして、同日夕刻、原判示F空港内G株式会社国内線出発ロビー(以下、空 港ロビーという。)に至ったものであることが明らかであり、かつ、被告人は、Bに対してはもちろん、Cに対しても本件犯行の計画はこれを秘匿していたものであるところ、その間、被告人が他人の目を盗んで本件タイマーの取扱いをなしうる時 間は、右D旅館におけるCの入浴中あるいは就寝後と、右ホテルにおいてBの帰り を待っている間ぐらいのものであり、しかも、右ホテルでは、当初、Bが帰ってく る筈のものを、なんの連絡もなく、たまたま外泊するに至つたもので被告人はその 帰りを待っていたものであるから、被告人において、直接本件タイマーを利用して の爆発装置について実験らしい実験をするような余裕は、時間的にも精神的にも、 殆んどなかつたというにひとしく、到底、その取扱いに習熟していたなどといいう

る情況ではなかつたといわざるをえない。してみれば、被告人が本件のごとき大事の実行に着手するにさいし、原判示のごとく本件タイマーの操作を誤り、繊密周到な計画も一瞬にして破綻を招くがごときことも決してありえないことではない。 また、所論は、被告人の本件犯行後の状況を指摘し、その動作、態度は冷静 であり、いささかも事態の急変に狼狽した形跡がないのは、まさに本件爆発が、 「被告人の筋書どおりの出来事」であることを裏づける証左であると主張する。 なるほど各証拠によれば、所論も指摘するように、被告人は原判示洋式大便所 (以下、洋式トイレという。)から逃げ出すにさいし、原判示便所(大便所、小便 所、洗面所等から成る一画をいう。以下同じ。)内に居ることを予期していた筈の Bに声をかけることもせず、また、洋式トイレから逃げ出す状況も格別駈足というわけでもなく、その後、空港ロビーの食堂で待つていたCの許に戻つて同女からB のことを尋ねられたさいにも、種々虚言を弄してBが便所内にいたことを秘匿して いたことは、いずれも所論のとおりであるが、被告人が洋式トイレを出るさいの状 況について供述しているBの原審証言によつても、「被告人は首をまげないで横目で私を見た」とか、「横目でちよつと私を見たような感じがしたけど、私を見なか つた」と供述する程度のものであり、また、原審検証調書におけるBの指示説明に よつて認められる便所内における同人の移動経路(同人は被告人が洋式トイレには いつている間、その前等をぶらぶらしていた。)と各実況見分調書によつて認めら れる洋式トイレのドアの状況とを対比して考察すれば、被告人が洋式トイレから脱 出するさいのBの位置いかんによつては、Bも言うように被告人が首をまわさない 限り、ドアの陰になるなどしてBを確認しえない状況にならないとも限らない。さ すれば、Bの姿が目にとまらなかつたがために声をかけなかつた旨の被告人の弁解 も一概に理由がないともいえない。しかし、Bの姿が目にはいると否とはかかわり なく、自らBを便所内に伴つた被告人において、Bがその附近にいることは当然予 なく、目らBを使所内に伴つた被告人において、Bがその附近にいることは当然予測しうることであり、のみならず、前記のごとく、その直後CからBのことを尋ねられてその動静につき虚言を弄するがごときは、もし、それ、本件爆発が被告人の期しない事態とすれば、一見、不自然のごとくでもあるが、そもそも、被告人は、本件犯行の計画のごときは、当の相手であるBはもちろん、Cに対してもしても不を秘匿していたものであり、かかる計画を抱いていた事実が発覚するにおいては、同人ら、とくにBから、厳しくその非を追及されることは自明の理といろべきである。してみれば、本件爆発が原判示のごとく過失によるものにせよ、あるいは被告人の故意によるものにせよ、爆発によって自己の生命の危険が美し迫り 被告人の故意によるものにせよ、爆発によつて自己の生命の危険が差し迫り、かつ 自己の犯行の発覚する危険も目前に迫っている以上、被告人としては速やかに犯行 場所ないしBの許から逃避し、Cに対してもこれをいんぺいせんとして虚言を弄す るごときはなんら不自然なことではない。また、所論にいわゆる被告人の平静も、他を欺くための単なる外見上のものとも考えられないわけではなく、畢意、所論指摘の犯行後の情況のごときは、被告人の心情いかんによつてはいずれとも解し5るところであり、とつてもって原判決を覆えすには足りない。

二 所論は理由の二として(趣意書一九ペーシから二三ページまで)、原判決のごとく本件爆発が過失によつて生じたものと認定するのは不自然であるとし、もし、原判示のとおりだとすれば、原判示バッテリー、タイマー、ダイナマイトの三者が連結していなければならないところ、原判決もまたその旨事実を認定しているが、かかる事実の認定は誤りであると主張する。

ッテリーの電流が通じて本件ダイナマイトの爆発を招く危険性の存したことは所論 のとおりであり、しかるに、原判決も自らいうように、そして、被告人あるいはB さらにCの捜査官に対する各供述調書または同人らの原審供述あるいは各証言を通 じてみても、たとえば、一台のタクシーの後部座席に三人並んで乗車し、相当の距 離を走つて原判示国際空港に至るまでの間、右黒鞄をあるいは被告人またはBの膝 の上に置いたり、あるいはBの足許に放置して置いたりする等、その取扱いについ て格別の注意を払つた形跡も窺いえないことに徴すれば、余人は知らず、前記のご とくダイナマイトの危険性を熟知し、原理的にせよタイマーの構造を承知していた被告人の行動としては極めて不自然といわざるをえず、前記Eホテルで時限爆発装置を作る。 置を作成した旨の被告人の原審供述等は到底措信することができない。なお、被告 人は、当公判廷において、バッテリー、タイマー、ダイナマイトの三者は連結していなかつた旨供述するかと思うと忽ち前言を翻し、連結はしていたが、タイマーに 枠をはめていたので運搬の途中にセットつまみが押される危険はなかつたなど従前とは全く異る供述をなして首尾一貫せず、右供述もまた、到底、そのまま信用することはできない。他に被告人が原判示のごとくバッテリー、タイマー、ダイナマイトの三者を連結したまま洋式トイレに持ちこんだとの事実を認めるに足る証拠はなく。ましる。前元のごとくち言者を連結した場合の各除性をよいはその運搬は沿に く、むしろ、前示のごとく右三者を連結した場合の危険性あるいはその運搬状況に 照らせば、本件犯行の前夜までに、時限爆発装置に必要な一部の工作をなしていた かどうかはともかく、タイマーのセットつまみを押しさえずれば直ちにダイナマイ トが爆発するような、バッテリ、タイマー、ダイナマイトの完全な連結はなされていなかつたものと認めるのが相当であり、そうだとすれば、原判決は、この点、事 実を誤認したものというべきは所論のとおりである。しかし、原判決といえども、 被告人が右のごとくバッテリー等の三者を完全に連結した装置を黒鞄から取り出す にさいし、その黒鞄を自己の膝にはさむなどしてタイマーのセットつまみを押す結 果を招いたとの被告人の弁解は、結局措信できないとして排斥しているし、また原 判示の本件犯罪事実全体からみれば、その誤りは重要な誤りとはいえないので、結 局、その誤りは明らかに判決に影響を及ぼすものとは認めがたい。ところて、被告 人が洋式トイレにはいるにさいしては、右のようにバッテリー、タイマー、ダイナマイトの三者がいまだ完全には連結していなかつたのではあるが、そのことから、直ちに、所論のごとく、本件爆発が被告人の故意によるものと速断することは許されない。けだし、被告人がバッテリー等の前示三者を連結しない状態で洋式トイレにはいつたのであるから、自己の計画を遂行するためには、当然、右三者を連結するない。 る等時限装置のための作業が残されていることとなり、そのさい、とくにタイマ-の操作段階において、たとえば、タイマーのセットつまみを右に廻したうえ時計の 針を動かそうとしても、本件の場合には、時計の長短針のほか、時限装置のための 指示針をも動かさねばならないのであるから、そのいずれかを動かす過程において両者の針が重なり合つてセットが外れるとか、あるいは、いまだ時計のぜんまいを廻していないため時計が動いていないということから錯覚に陥り、セットつまみを 右に廻さないままでタイマーやバッテリーを連結し、あるいは、セットつまみを右 に廻したうえで三者を連結したとしても、他の操作中に誤ってセットつまみを他の ものに触れさせることも考えられないわけではなく、それ以外にも、前記のごとく 本件タイマーの取扱いに必ずしも十分に習熟していたとは認めがたい被告人であ り、かつ、いかに極悪非道の計画を立てた被告人であつても、当の相手を身近にして、いよいよその実行に着手せんとする緊迫感の中において、自己の爆死すら招きかねない危険な操作をなすともなれば、その緊張と焦慮の余り、かえつて思わぬ操 作の誤りを招くことも決して考えられないわけではない。さすれば、被告人が誤つ て本件爆発を招いたものと認定することが、所論のごとく必ずしも不自然な事実の 認定であるということはできない。

三 つぎに所論は、理由の三として(趣意書二三ページから八五ページまで)、被告人が各捜査官に対し、あるいは原審第一回公判廷において、たばこの火で導火線に点火して自ら本件ダイナマイトを爆発させた旨の供述は信慈性がある旨、緩々主張する。

しかし、所論に徴して検討してみても、被告人の本件に関する供述については、 後記一部の点を除いては、概ね、原判決の説示するとおりであり、その結論は当裁 判所においても正当としてこれを是認するに足る。

1 すなわち、被告人の供述の変遷を記録によつてみるに、被告人は、司法警察員に対し、

イ 二月二五日の取調においては、一旦は、本件爆発自体になんらの関係がない

旨弁解しながら、再度の取調においては、原判示洋式トイレにおいて前記黒鞄のチャックを開けたところ「シュー」という音がしたのでトイレから逃げ出した旨供述するかと思えば、他方においては「たばこの火で点火して爆発させたと思うが思い出せない」旨供述し、その趣旨、過失による爆発を供述せんとするものか、あるいは故意の爆発なる旨供述せんとするものか、首尾一貫しない。

ロ しかるに、二月二七日の取調においては、「今日は本当のことを言う」旨前提し、初めて、タイマーを使用しての時限式爆発であることを供述しているが、雷管は工事現場から盗んだ電気雷管であるとか、電波は普通の懐中電燈に使用する電池二個を使用したなど、後日自らも訂正し、他の証拠によつても明らかに虚偽の事実と認められる供述をなすとともに、本件爆発の原因については、タイマーの時計の針を分針の二、三分前にして便器の上に置いたなど、恰も、二、三分の時間の経過によつて時限式に本件ダイナマイトを爆発させたがごとき供述をなしている。

ハ ところが、三月一日の取調にさいしては、「前回の供述は嘘である」旨前提し、前述の電気雷管は工業用雷管であつた旨訂正するとともに、前回の時限式爆発の事実を否定し、本件ダイナマイトの爆発方法については明日話す旨供述してその説明をなしていない。

こしかし、その爆発方法は、その翌日も明らかにされず、三月三日の取調に及び、爆発装置は洋式トイレの中で作成した旨、すなわち、右トイレの中で導火線を約一〇センチメートルに切つてその一端を雷管にはさみ、これをダイナマイトの一本に埋めたうえ、他の端をカミソリの刃で切り開き、そこにたばこの火で点火して爆発させたと供述するに至つたが、他方、爆発の目的についてはB殺害の犯意を否定し、同人が便所内に居るかどうかもわからなかつた旨供述している。ホーところが、三月四日の取調にさいしては、初めて、B殺害の意図を抱いていたことを自白するとともに、前回と同旨の爆発方法を詳細に供述し、なお、洋式トイレの世で爆発させた理由について、洋式トイレにはいるまではどこで爆発させて

ホ ところが、三月四日の取調にさいしては、初めて、B殺害の意図を抱いていたことを自白するとともに、前回と同旨の爆発方法を詳細に供述し、なお、洋式トイレの中で爆発させた理由について、洋式トイレにはいるまではどこで爆発させてBを殺害するか決めていなかつたが、洋式トイレで爆発装置(時限装置ではない。)を作つている間に、後に言及するように、うしろのトイレに人のはいつた物音を聞いて、Bがトイレにはいつたものと思い、今やつた方がよいと思つてたばこの火で点火した旨供述している。

の火で点火した旨供述している。 へ 三月五日、三月七日の取調にさいしても爆発方法については右三月四日の供述と同旨の供述をしているが、三月九日の取調にさいし、本件タイマーを利用して時限式にし、飛行機内でダイナマイトを爆発させてBを殺害する計画であつたことを初めて明らかにした。しかし、電気雷管が入手できなかつたのでその方法によるとはできなかつたとか、本件タイマーを購入したのち時限式の工作をしたこともない旨、その実行についてはこれを否定し、なお、入手したダイナマイトの本数を従前の五本に訂正したが、三月一四日の取調にさいしては、従前供述してきた犯行の態様を大きく覆えし、二月一四日の夜、Eホテルにおいてバッテリー、タイマー、ダイトの三者を連結して未完成ながら時限装置を作成したこと。右バッテリー

ト そして、三月一五日の取調にさいしては、従前供述してきた犯行の態様を大きく覆えし、二月一四日の夜、Eホテルにおいてバッテリー、タイマー、ダイナマイトの三者を連結して未完成ながら時限装置を作成したこと、右バッテリーは日立市内において盗んだ単車のバッテリーであること、および洋式トイレの中で右時限装置を完成させようと考え、黒鞄を膝ではさんださい、誤つてタイマーのセットつまみを押したらしく、中から煙が出てきたので、トイレの外に逃げ出した旨供述し、従前のたばこの火による点火を全く否定するに至つた。

3 以上摘示したところからも明らかなとおり、被告人の捜査官に対する各供述

は度々変遷してその真意を捕捉しがたいのみならず、それらの供述はBの動静等同人との関連において供述されているところ、同人の捜査官に対する各供述調書ある いは原審証言と対比してもそのまま措信するに由なく、畢竟、被告人の捜査官に対 する各供述調書は虚実混清の供述というほかなく、本件ダイナマイトの爆発方法の ごとき最も重要な事項については、とつてもつて断罪の資料とするには少なからぬ 環で感じざるをえない。そして、被告人は、原審第三回および第一二回公判廷において、右のごとく供述の変遷した理由として「当初、時限式ということをかくしておきたかつた」旨弁解しているところ、このことは、原判決も説示しているとおり、本件爆発の時限装置に利用したと認められるバッテリーの存在が、三月一三、 四日ころに至つて、他の証拠上、初めて警察に確認されるに至り、被告人もまた前 三月一五日の取調において初めてその事実を供述するに至つた経緯に 照らしても強ち理由のない弁解とはいいがたい。この点について所論は、原判決 が、捜査当局は当初、本件犯行がバッテリー等電気的な器材を用いての犯行である とをむしろ否定する見解に立つて被告人を取り調べた傾向がないではなく、被告 人はこれを奇貨として時限式装置を否定する供述をなしていた旨説示する点を評し、余りにもうがち過ぎた見解であるというが、捜査官の見解についてはともかく、前記バッテリーについては三月一三、四日ころまでは確認されなかつたごとく であるから (アタッシュケースのしみに関する三月二〇日付鑑定書の基礎となつた鑑定嘱託は三月一三日になされていること等参照)、この点についての警察の取調 にもおのずから緩急の差を生ずるはみやすき道理であり、被告人においてこれを秘 匿したいと考える以上、その取調状況に便乗して秘匿を試みることもまた、容易に 推察しうるところである。しかして、バッテリーを使用した時限装置を秘匿して も、洋式トイレ内における本件爆発が被告人と関連のあることは証拠上動かしえな い事実として被告人もこれを認めざるをえなかつた以上、なんらかの爆発原因につ いて説明せざるをえず、当初、警察の取調にさいして捜査官から、いつもはどらし て爆発させていたかと発問されたのに対し(かかる発問のあつた事実は、前記二月 て爆発させていたがと発向されために対してかかる発向のあった事実は、前記一片 二五日付供述調書の記載自体から推認される。)、たばこの火で点火していた旨供 述したことから、以後、本件にさいしてもたばこの火で点火した旨の供述をなすに 至つたものと推認しうる余地が多分に存在する。そうだとすれば、警察においてな した被告人の「たばこの火による点火」との自白は甚だ信用しがたいものといわざ るをえない。そして、その自白は、前記のごとく三月一五日の警察の取調において 否定されたが、同日新たになした自白は、前記のごとく、二月一四日夜日ホテルに ないて時間特異な作品と、また思数の内に入れて空港内に持たこれが東京を前場 おいて時限装置を作成し、これを黒鞄の中に入れて空港内に持ちこんだ事実を前提 とするところ、該事実についてはこれを信用できないことはさきに説示したとおり であるから、右三月一五日付の司法警察員に対する供述書における爆発原因に関す る自白もまた、信用できない。

4 所論は、前記被告人の検察官に対する各供述調書はとくに信憑性がある旨主張する。

い。

四 1 所論 (第一の三 (四) のらち 1、2) は、原判決が、被告人において当初の予定を変更し、空港内の洋式トイレにおいてB殺害の実行をなすべき切迫した事情の変更があつたとは認めがたい旨説示している点を捉え、右は関係証拠の評価を誤つて事実を誤認したものであるとし、被告人が当初予定していた名古屋行の飛行便がなくなつていたため、急遽、計画を大阪行の飛行機に変更したさいのBの態度と被告人の心理を被告人が空港便所にはいつた目的、行動との関連において把握し、考察するならばその誤りは明白であると主張する。

しかし、所論指摘の供述部分等、Bの捜査官に対する各供述調書あるいは原審各証言を仔細に検討してみても、Bは、被告人から依頼されていた発行に変更されたことを意外に思うとともに、従前、不審の念を抱いたであるに変更されたことを意外に思ってなると、一心では、被告人の依頼を担いたであるの内容と対比して、一心では、被告人の依頼を担いたの気持もあったである。こともまた推認できないわけではない運搬をしたいとの気持もあったである。こともまた推認できないわけではない運搬をしていたのは、被告人に誘われて空港内の便所に赴いたさを明行きたくいようなに関いていまが、もし、Bにおいて、そのことを明行きたくいようなに関いてもといいまでは、の方はのででは、といるが、もともとでのでははないのであり、したが自らででははなら、Bにおいても幾多疑念をさしはさむ点があったはなり、といれば強引にとない、Bが自ら言くにないたのであり、でごとく名はいても後のであるから、Bにおいても後のであり、ででははなり、は、といれば強引にとない、Bが自ら言くにないたのであり、でごとく、は、といれば強引にといいたのは当初からのことであり、ないにおいてまりにない、Bが自ら言いにない、Bが自ら言いにないには、場発計画の変更を余儀なくな程度のものであったとは認めがたい。

なるほど、所論も指摘するように、Bは、司法警察員の取調に対かた。 行先の変更を告げるようにが違うに、Bは、司法警察員の取調に対かなた。 行先の変更を告げるというでは、できないのでは、できないのでは、できたのでは、できていかでは、できているのでは、できているのでは、できているのでは、できているのでは、できている。 できている。できている。できている。 できている。できている。 できている。できている。 できている。 できてい しそうに、ごく自然に、静かに電話していた」と供述していることに照らしても明らかである。

2 所論(第一の三(四)の3)はまた、原判決が、いまだBと服も取り替えない段階で被告人がBを爆殺しても、被告人としては、自己の身代りにBを殺害するという所期の目的は達しえないのではないかとの疑念を提起している点につき、、冷静されていた被告人として、自己の計画が発覚したものと思い、とつさに便所内にあるB殺害を決意することは十分ありうることであるとか、あるいは、もしBが死して被告人が逃走すれば、大阪行飛行機の搭乗申込者名簿にはIの名前があるに該飛行機には該当者が搭乗しておらず、かつ、爆死者がI名義で搭乗申込をなした者と人相、髪型が酷似しているところがら、Iと誤認される蓋然性が大きいから、自己の身代り殺人という被告人の所期の目的も達成される筈であると主張する。

しかし、前記1のごとく、名古屋行が大阪行に変つたさいにも、Bの態度には、被告人が計画の変更を決意しなければならない程の急変があつたとは認めがたいのであるから、そのために被告人が冷静さを欠くに至つたとも認めがたいし、まに服装を変えさせる以前であつても所期の目的は達しえた筈であるとの所論には、そもそも被告人が時限式によるB爆殺を企図した契機は、当時相次いで発生した飛行機の墜落事故のさい、搭乗者の遺体がばらばらになり、ただその着大いであることは証拠上明白であり、そうだとすれば、Bは自己の着衣を着せるであることは証拠上明白であり、そうだとすれば、Bは自己の着衣を着せるが最も重要なことであるにかかわらず、とっさの間に、果して所論にいうがありませる。とき推論こそ、かえつて第三者が事後においてめぐらす臆測に過ぎないとの護りを免れがたい。

3 つぎに所論(第一の三の(五))は、Bが洋式トイレの前で被告人がビニールテープを剥ぐ音を聞いた旨の同人の証言等につき、原判決が、それは単なる聴覚によるものであり、またJの証言とも異なるので、それが果してビニールテープを剥ぐ音であつたか疑いがあり、本件爆発が被告人の故意によるものであることを立証する証拠とすることはできない旨判断しているのは証拠の評価を誤つたものである旨主張する。

なるほど、所論に徴してBの捜査官に対する各供述調書並びに原審各証言を検討すれば、右の点に関する同人の供述は十分信用するに足るものというべく、それが単なる聴覚によるとか、あるいは、洋式トイレの隣にある和式トイレに居たJの聞いた物音と異るからといつてその信念性を否定するのは相当でない。

4 所論(第一の三の(六))は、原判決が、被告人の「うしろのトイレに人が はいつた物音を聞き、Bがトイレにはいつたものと思つてトイレ内の爆殺を決意し た」旨の自白につき、うしろのトイレから出て行つたJの足音をBがはいつた物音と聞き違えること自体容易に肯けないのみならず、人の出入の多い空港便所において、Bに声をかける等、これを確かめることもせずにただ足音だけでBと速断し、同人殺害の企図を実行に移すがごときは事理に反して不自然である旨判断したのに対し、冷静さを欠いていた被告人としては、かかる聞き違いもありうる旨主張する。

しかします。 一大のでは、記録というでは、 一大のでは、記録というでは、 一大のでは、でする。 一大のでは、でもは、 一大のでは、でもは、 一大のでは、 一大のにして、 一大のには、 一大のにが、 一大のにが、 一

誤って無用の論議をなしているものといわざるをえない。 しかしながら、翻つて右録音テープ並びに被告人の司法警察員に対する三月四日 付供述調書をみるに、被告人は、トイレにはいる音を聞いて、Bが「服を替えるため」便所にはいつたと思つたと供述しているが、当時、Bが着替えるべき服を所持 していなかつたことは被告人においても熟知していた筈であるから、右のごとく推 測した旨の被告人の供述は明らかに不合理であり、かりにBがはいつたものと考え たにせよ、なんらこれを確かめることもせず、急遽計画を変更して直ちにB爆殺の 大事を決行に移すがごときは明らかに不合理かつ不自然というべきは原判決の指摘 するとおりであるから、右被告人の自白は到底信を措くに足りない。

5 所論(第一の三の(七))は、原判決が導火線の長さに関連して本件公訴事実に疑いをさしはさんでいることにつき理由がない旨主張する。しかし、各証拠によれば、被告人はダイナマイト発破の経験があるだけに、その危険性を承知し、導火線の燃焼速度についても、一応、経験的に承知していたものと認められること、並びに、発破経験者の感覚としてAが検察官に供述しているところ(三月九日付および同月二二日付各供述調書謄本参照)に照らしても、原判決の疑問ないし説示は首肯できるところである。

16 所論(第一の三の(八))は、被告人が原審第一回公判廷において本件被告事件につき、そのとおり相違ない旨陳述している点を挙げ、被告人がたばこの。そのとおり相違ない旨陳述している点を挙げ、被告人がたばこる。と、原審第一二回公判調書によれば、被告人は第一回公判明日前、あ意)でも、の間違いないがあるがあるから、それが真実ならそれにしたらいる。と言われたにもかかわらず、結局、弁護人に対しても「たばこで火をしてがうっととは所論のとおりと認められる。しかし、被告人は、原審の右第一二回公判による飛行機中の爆殺計画は秘匿しておきたかつた旨供述されるのであるから、そうだとすれば、いきおい、たばこの火による点火を認める。のみならず、被告人の供述は、たることもすでに説明したとおりである。のみならず、被告人の供述は、

第二 被告人の控訴趣意中、事実誤認、審理不尽、理由不備を主張するとの部分 について。

所論は、原判決には事実の誤認、審理不尽、理由不備の違法があると主張するが、要するに、被告人は、洋式トイレの中で、黒鞄の中からタイマー、ダイナマイトを出したことはないのであるから(したがつて、それらの物を見た旨のBの証言等は誤りである。)、原判決は過失の態様について事実を誤認したものであるというに帰する。

第三 弁護人の控訴趣意第一点および被告人の控訴趣意中法令適用の誤りを主張 する論旨について。

各所論は、原判決が被告人の原判示所為につき爆発物取締罰則第二条を適用したのは法令の解釈、適用を誤つたものであり、原判示のごとき事実については同罰則第三条を適用処断すべきであると主張する。

第三条を適用処断すべきであると主張する。
〈要旨〉よつて按ずるに、爆発物取締罰則第二条は、同罰則第一条の目的をもつて「爆発物ヲ使用セントスルノ際発〈/要旨〉覚シタル者」を処罰の対象とする旨規定し、右第一条所定の爆発物の使用の実行に着手するもいまだ使用するに至らなかつた、いわゆる着手未遂罪を処罰する趣旨と解されるところ、ここに「爆発物の使用」とは爆発物を爆発すべき状態に置くことをいうものと解すべきであるから(大正七年五月二四日大審院判決、同院刑事判決録二一輯六二八ページ。昭和四二年二月二三日最高裁判所第一小法廷判決、同裁判所判例集第二一巻第一号《刑事》三一三ページ参照。)、かかる状態の作出に着手したる者はすなわち爆発物の使用に着手した者というに十分である。

そして、本件被告人の企図した原判示ダイナマイトの時限装置のごときは、一定の時間の経過により、自動的にダイナマイトに点火して爆発すべきものであるから、時限爆発装置が完成した以上は爆発物たるダイナマイトを使用したというに足り、したがって、かかる装置の作成に着手した者はすなわち爆発物の使用に着手した者といらべきである。

しかるに原判示事実によれば(先に説明したとおり、当裁判所は一部変更認定しているが、右変更認定した部分はこれによつて考えても)、被告人は、原判示のごとき目的をもつて、ダイナマイトの時限爆発装置の作成に着手したことが明らかであるから、これに対して前記罰則第二条を適用した原判決に所論のような法令適用の誤りがあるとはいえない。

各所論は、原判決が一方において殺人の予備であると認定しながら、他方、爆発物取締罰則違反については未遂罪と認定して各法条を適用しているのは不合理であり、この点からも右罰則違反については第三条の予備罪の規定を適用すべきであると主張する。しかし、殺人罪と爆発物の使用罪とはそれぞれ犯罪の構成要件を異にし、したがつて、その実行の着手と認めうる時期ないし行為の段階を異にするのであるから、所論指摘のように一方の罪については予備罪、一方の罪については未遂罪に該るものとしてもなんら不合理の点はない。各論旨は理由がない。

第四 検察官の控訴趣意第二点並びに弁護人の控訴趣意第二点および被告人の控訴趣意中量刑不当を主張する論旨について。

検察官の所論は原判決の量刑が軽きに過ぎて不当である旨、弁護人および被告人

の各所論はいずれもそれが重きに過ぎて不当である旨、それぞれ、原判決の量刑不 当を主張するにある。

よつて、各所論に徴して按ずるに、まず本件において看過しえないのは爆発物使

用の目的とその危険性にほかならない。 すなわち、本件は、原判示のごとく被告人が盗窃事件の被告人として審理され、 であつて、本件ダイナマイトの爆破力とその爆発方法の特異性に照らせば、右計画 の危険極まりないものであることは明白であり、これが所期の目的を達した場合に おける惨状に思いを致すならば、まさに慄然たるものがあるといわざるをえない。 そして、被告人は、かかる結果の重大性に比較すればまことに軽微な苦痛ともいう べき実刑判決の服役、しかも、それは、自己の犯罪によって自ら招いた苦痛である にもかかわらず、これを免れんがため、なんら責むべき事情もない多数の人命をも あえてこれを無視し、否、被告人が、そもそも本件犯行を企図した契機は、原判示 のごとく、当時続発したB・O・A・C機の富士山麓墜落事故等における悲惨な遺 体の状況に着目したによるというにあり、さずれば、被告人はむしろかかる惨状を 予期して本件犯行を企てたものというべきことに徴すれば、その心情はまことに冷 酷、人命を軽視するも甚だしく、その他、右計画の準備、遂行の過程から看取しう る被告人の反社会性は、その結果のいかんにかかわらず、量刑上、到底軽視するこ とはできない。

なるほど、右犯行の計画は、原判示のごとく、その中途にして失敗に帰し、所期 の目的を達しえなかつたとはいえ、被告人自らの意思によつてこれを中止したもの でもなく、すでに被告人はBを空港まで伴つて飛行機の搭乗券も講入し、Bに渡す べきダイナマイトの時限爆発装置も殆んど完成に近い段階において、たまたま操作上の誤りにより、意外な時期と場所において、ダイナマイトが爆発したものであることにかんがみれば、さきに説明したように、被告人において飛行機内の爆発計画を変更して自らたばこの火等で点火して爆発させたものでないにしても、これと比 し、その犯情は殆んど軽重の差異がないというべきである。

ころで原判決は、Bの負傷の事実に関し、過失傷害の訴因がない以上、罪とな るべき事実としてこれを認定できない旨説示しているが、その点はともかく、これ を爆発物取締罰則違反の観点からみれば、右Bの傷害は、原判決が認定した同罰則 第二条違反の事実、すなわち、爆発物を使用せんとした行為の結果にほかならず、このことは、同じく重傷を負うたLの被害、さらに、G株式会社の約二五〇万円相当に及ぶ物損被害についても同様であり、これらの実害の程度もまた量刑上これを 無視することはできない。

以上の諸点、その他本件犯行の社会的影響等、記録によつて窺われる諸般の情況、なかんずく、前記のごとき本件犯行の目的と危険性にかんがみれば、弁護人並 びに被告人自ら指摘するような諸事情等被告人の利益に斟酌すべき情状を十分考慮 に容れるとしても、原判決の量刑は軽きに過ぎるものといわざるをえず、これを破棄してさらに厳しくその責任を問うのが、むしろ前記本罰則制定の趣旨にもそうものというべきである。検察官の論旨はこの点において理由あり、弁護人および被告 人の各論旨はいずれも理由がない。

よつて、被告人の本件控訴は理由がないのであるが、検察官の控訴は理由がある ので、刑事訴訟法第三九七条、第三八一条によつて原判決を破棄し、同法第四〇〇 条但書によつて直ちに自判する。

原判決が認定した事実(さきに説明したとおり、当裁判所は一部変更認定しているが、右変更認定した部分を加味して判断しても、後記適条には変りはない。)に法令を適用すると、被告人の原判示所為中殺人予備の点は刑法第二〇一条に、爆発物を使用せんとした所為は爆発物取締罰則第二条に該当するが、右は一個の行為に物を使用せるとした所為は爆発物取締罰則第二条に該当するが、右は一個の行為に して二個の罪名にふれる場合ではあるが、同罰則第一二条、刑法第一〇条により、 重い後者の罪の刑に従つて処断することとし、所定刑中無期懲役刑を選択して被告 人を無期懲役に処し、刑法第二一条により、原審における未決勾留日数中一八〇日 を右刑に算入し、原審および当審における訴訟費用は刑事訴訟法第一八一条第一項 本文により、全部被告人に負担させることとして主文のとおり判決する。

(裁判長判事 栗本一夫 判事 石田一郎 判事 金隆史)